

# 新潟県内高速バスネットワーク協議会規約

令和3年2月1日制定

(名称)

第1条 この協議会は、新潟県内高速バスネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、県内高速バスが地域の価値を高め、生活の質（quality of life）の向上を図る重要な移動手段として将来にわたって確保維持されるよう、官民が一体となって持続可能で利便性の高い県内高速バスを中心とした都市間高速交通ネットワークの構築に向けて取り組み、もって本県の発展に資することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体をもって構成する。また、事業目的を達成するために必要がある場合は、構成員を追加することができるものとする。

- (1) 新潟交通株式会社
- (2) 新潟交通観光バス株式会社
- (3) 越後交通株式会社
- (4) 頸城自動車株式会社
- (5) 蒲原鉄道株式会社
- (6) アイ・ケーアライアンス株式会社
- (7) 公益社団法人新潟県バス協会
- (8) 新潟県
- (9) その他本事業の計画及び実施に当たって必要と認められる者

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 都市間高速交通ネットワークの事業の企画・検討に関する業務
- (2) 都市間高速交通ネットワークの利便性向上に向けた取組の実施及び認知拡大に向けた情報発信や利用促進等に関する業務
- (3) 持続可能な運行体制のあり方の検討に関する業務
- (4) その他、第2条の目的達成のために必要な業務

2 協議会は、前項各号に関する業務の全部又は一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 前項の役員は、構成団体の合意により決定されなければならない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況の監査
- (2) 前号において不整な事実を発見した場合における協議会への報告
- (3) 前号の報告をするために必要がある場合における協議会の招集

(協議会の運営等)

第7条 協議会は会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、会員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。

3 各会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

4 協議会の決議の方法は、会議出席会員の総意で決することを原則とする。

5 協議会は、会員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会は、運営に関する事務を行うため、公益社団法人新潟県バス協会事務所に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 11 条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 12 条 協議会の決議に基づいて解散する場合、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第 13 条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

新潟県内高速バスネットワーク協議会役員名簿

役職	役員
会 長	頸城自動車株式会社代表取締役社長
副会長	越後交通株式会社代表取締役
監 事	新潟交通株式会社代表取締役
	新潟交通観光バス株式会社代表取締役
	蒲原鉄道株式会社代表取締役
	アイ・ケーアライアンス株式会社代表取締役
	公益社団法人新潟県バス協会会長
	新潟県知事